

◎新潟県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みぞはた眼科	長岡市千秋2丁目278番地リバー サイド千秋2階	平成24年1月14日
あおぞら皮ふ科クリニック	上越市大字飯2519	平成24年4月1日
かおる心療内科	三条市新光町1番29号	平成24年3月1日
相澤医院	糸魚川市新鉄1丁目3番6号	平成24年4月1日
大平歯科医院	長岡市船江町3番地11	平成24年2月6日
加藤歯科医院	五泉市旭町8番33号	平成23年11月10日
サカエ薬局	上越市幸町14番10号	平成24年4月1日
薬局かさや	上越市大町4丁目2番12号	平成24年4月1日
五十公野薬局	新発田市五十公野6804	平成24年4月1日
三日市薬局	新発田市三日市605-4	平成24年4月1日
桑野薬局	胎内市本町7-25	平成24年2月1日